

仕様書

1 基本事項

感染性廃棄物の取扱いについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「その他関係法令」に基づき、適正に処理しなければならない。

2 業務内容

(1) 本業務は、広島市消防局の各救急隊等から排出された感染性廃棄物を収納した容器を、別紙収集場所において収集し、処分可能な処分施設へ運搬し、処分を行うものとする。

また、収集した際に、新たな容器を収集場所へ備えておくものとする。

(2) 収集場所

別紙1のとおり。

(3) 収集方法

別紙2に示す収集予定を基本として、収集することとする。

なお、救急業務の状況によっては、感染性廃棄物の排出量が増加する場合があります。臨時に収集を要する場合があります。この場合、広島市委託契約約款第13条に定める臨機の措置により、発注者から受注者に対し、収集場所を連絡するものとし、受注者は、発注者と協議のうえ、速やかに収集するものとする。

3月分にあつては、3月31日までに処分を完了することができるよう収集・運搬するものとする。

(4) 容器等

容器は、国際バイオハザードマークのついた容量40リットルの容器を使用するものとする。

3 業務実施にあたっての留意事項

(1) 広島市委託契約約款第12条に定める使用車両等の報告の様式は、別途指示する。

(2) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用して実施するものとする。

(3) 発注者は、廃棄物の引き渡し後3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない。）にマニフェスト情報を情報処理センターに登録し、受注者は処分終了から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない。）に必要事項を入力して情報処理センターに報告すること。

(4) システム障害等、正当な理由により電子マニフェストシステムが利用できない場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用するものとし、その際に必要となる産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）は、発注者が用意するものとする。

(5) 広島市委託契約約款第16条に定める委託業務実施報告書は、別紙3-1、3-2により業務実施の翌月10日までに提出して承認を受けるものとする。

ただし、3月分にあつては、31日までに提出して承認を受けるものとする。

4 支払方法等

(1) 契約金額

契約金額は、感染性廃棄物1リットルあたりの金額とし、容器代、収集運搬及び処分費等、業務実施に必要な経費すべてを含むものとする。

(2) 委託料は、年2回（半期毎）支払うものとし、半期分を取りまとめた数量に契約金額を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を発注者に請求するものとする。

5 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については協議して定めるものとする。

収集場所

収 集 場 所	所 在 地
中消防署	広島市中区大手町五丁目20番12号
白島出張所	広島市中区白島九軒町12番20号
基町出張所	広島市中区基町20番8号
江波出張所	広島市中区舟入南六丁目2番1号
東消防署	広島市東区光町二丁目12番6号
福田出張所	広島市東区福田七丁目2番10号
温品出張所	広島市東区温品五丁目3番1号
戸坂出張所	広島市東区戸坂出江二丁目9番11号
南消防署	広島市南区的場町二丁目5番14号
水上出張所	広島市南区宇品海岸二丁目23番39号
青崎出張所	広島市南区東青崎町10番25号
東本浦出張所	広島市南区東本浦町23番6号
宇品出張所	広島市南区宇品東二丁目1番46号
似島出張所(※)	広島市南区似島町字家下752番地74
西消防署	広島市西区都町43番10号
三篠出張所	広島市西区三篠町三丁目16番23号
己斐出張所	広島市西区己斐中三丁目14番2号
庚午出張所	広島市西区庚午中四丁目21番19号
井口出張所	広島市西区商工センター四丁目1番1号
安佐南消防署	広島市安佐南区緑井一丁目10番3号
上安出張所	広島市安佐南区上安五丁目8番14号
祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番11号
沼田出張所	広島市安佐南区伴東四丁目18番6号
安佐北消防署	広島市安佐北区可部南四丁目26番13号
白木出張所	広島市安佐北区白木町大字市川1533番地5
高陽出張所	広島市安佐北区真亀一丁目3番6号
可部出張所	広島市安佐北区可部七丁目7番16号
安佐出張所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1
安芸太田出張所	山県郡安芸太田町大字中筒賀345番地2
安芸消防署	安芸郡海田町堀川町3番12号
瀬野川出張所	広島市安芸区中野東七丁目14番23号
矢野出張所	広島市安芸区矢野西二丁目16番1号
熊野出張所	安芸郡熊野町萩原六丁目26番8号
坂出張所	安芸郡坂町横浜中央一丁目1番11号
佐伯消防署	広島市佐伯区五日市中央七丁目25番18号
湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田224番地
石内出張所	広島市佐伯区石内北五丁目5番1号
八幡出張所	広島市佐伯区利松一丁目5番24号
海老園出張所	広島市佐伯区海老園一丁目2番54号

※ 似島出張所分は、水上出張所で合わせて回収するものとする。

令和7年度 感染性廃棄物収集予定

別紙2

収集月日		収集場所	中消防署 基町出張所 江波出張所 南消防署 西消防署 安佐南消防署 祇園出張所	東消防署 宇品出張所 三篠出張所 庚午出張所 安芸消防署 佐伯消防署 海老園出張所	戸坂出張所 青崎出張所 上安出張所 沼田出張所 高陽出張所 可部出張所 八幡出張所	白島出張所 温品出張所 水上出張所(似島) 東本浦出張所 己斐出張所 井口出張所 安佐北消防署 瀬野川出張所 熊野出張所 矢野出張所	福田出張所 白木出張所 安佐出張所 安芸太田出張所 坂出張所 湯来出張所 石内出張所
収集場所数			7	7	7	10	7
4月	1日(火)～4日(金)		○		○		
	7日(月)～11日(金)			○		○	
	14日(月)～18日(金)						○
	21日(月)～25日(金)		○				
5月	7日(水)～9日(金)				○		
	12日(月)～16日(金)			○			
	19日(月)～23日(金)		○			○	
	26日(月)～30日(金)						
6月	2日(月)～6日(金)			○	○		
	9日(月)～13日(金)		○				○
	16日(月)～20日(金)					○	
	23日(月)～27日(金)			○			
7月	1日(火)～4日(金)		○		○		
	7日(月)～11日(金)						
	14日(月)～18日(金)			○		○	
	22日(火)～25日(金)		○				○
8月	4日(月)～8日(金)			○	○		
	12日(火)～15日(金)						
	18日(月)～22日(金)		○				
	25日(月)～29日(金)			○		○	
9月	1日(月)～5日(金)				○		○
	8日(月)～12日(金)		○				
	16日(火)～19日(金)			○			
	22日(月)～26日(金)						
10月	6日(月)～10日(金)		○		○		
	14日(火)～17日(金)			○		○	
	20日(月)～24日(金)						○
	27日(月)～31日(金)		○				
11月	4日(火)～7日(金)			○	○		
	10日(月)～14日(金)						
	17日(月)～21日(金)		○			○	
	25日(火)～28日(金)			○			
12月	1日(月)～5日(金)				○		○
	8日(月)～12日(金)		○				
	15日(月)～19日(金)			○		○	
	22日(月)～26日(金)						
1月	5日(月)～9日(金)						
	13日(火)～16日(金)		○		○		
	19日(月)～23日(金)			○			○
	26日(月)～30日(金)						
2月	2日(月)～6日(金)		○			○	
	9日(月)～13日(金)			○			
	16日(月)～20日(金)				○		
	24日(火)～27日(金)		○				
3月	2日(月)～6日(金)			○			○
	9日(月)～13日(金)				○	○	
	16日(月)～19日(金)		○				
	23日(月)～27日(金)						

※似島出張所分は、水上出張所で合わせて回収するものとする。

令和 年 月 日

広島市長 様

委託業務実施報告書 (月分)

業 務 名 : 中消防署ほか感染性廃棄物収集運搬処分業務

委託期間 : 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

実施内容 : 別紙のとおり

(担当者の連絡先)

担当者 : _____

部 署 : _____ 部 _____ 課 _____

電 話 : (_____) _____ (代) (内線 _____)

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済 (提出者 : _____ 、広島市担当者 : _____)

場所／日	中消防署	白鳥出張所	基町出張所	江波出張所	東消防署	福田出張所	温品出張所	戸坂出張所	南消防署	水上出張所	青崎出張所	東本浦出張所	宇品出張所	西消防署	三篠出張所	己斐出張所	庚午出張所	井口出張所	安佐南消防署	上安出張所	祇園出張所	沼田出張所	安佐北消防署	白木出張所	高陽出張所	可部出張所	安佐出張所	安芸太田出張所	安芸消防署	瀬野川出張所	矢野出張所	熊野出張所	坂出張所	佐伯消防署	湯来出張所	石内出張所	八幡出張所	海老園出張所	合計		
1																																								0	
2																																									0
3																																									0
4																																									0
5																																									0
6																																									0
7																																									0
8																																									0
9																																									0
10																																									0
11																																									0
12																																									0
13																																									0
14																																									0
15																																									0
16																																									0
17																																									0
18																																									0
19																																									0
20																																									0
21																																									0
22																																									0
23																																									0
24																																									0
25																																									0
26																																									0
27																																									0
28																																									0
29																																									0
30																																									0
31																																									0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0